

医療的ケアを必要とする乳幼児の保育に関する同意書

- 入園申込み等の手続きにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用は、保護者の負担となること。
- 保護者は、乳幼児の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかにこども園の施設長（園長）へ報告するとともに、「様式①医療的ケア実施希望申込書」及び「様式②医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」を提出すること。
- こども園では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、ケア児及び緊急時の対応を行うこと。
- 定期的なチューブ類やカニューレ等の医療器具の交換等は保護者の管理のもと自宅もしくは医療機関で行うこと。
- 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、こども園の園長に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。
- こども園で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものであり、治療行為を提供するものではないこと。また、『看護職員はケア児の医療的ケアに対して配置され、ケア児の教育・保育の部分を含めたすべてを看護職員が担うのではない』ということを十分理解いただくこと。
- こども園での保育内容は、園で定める通常の保育内容に準拠し実施することを基本とする。ただし、当該乳幼児の体調・症状等を勘案し、園外活動などにおいて同様の保育を実施できない場合があること。
- ケア児が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育・教育時間については、こども園と保護者が相談の上定めること。ケア児の様子や状態によっては、この間の保育・教育時間の短縮や、慣らし期間が延長・短縮される場合もあること。
- やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護職員等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保育の利用ができないことがあること。
- 登園前に健康観察をして、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違うなど、体調が悪い時には、保育の利用ができないことがあること。
- 登園後にケア児が発熱、下痢、おう吐、痙攣重積等の体調不良の場合、また、平熱であっても感染の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、こども園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中でなくても保育の利用を中止し、保護者等によるケア児のお迎えをお願いすること。症状によって、翌日以降のこども園での保育が困難と見込まれる場合は、家庭での保育をお願いする場合があること。

- 集団保育の場合は、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定以上発生した場合には、こども園からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、こども園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- こども園が主治医等の受診が必要と判断した時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
- ケア児の症状が急変し、緊急事態とこども園が判断した場合、こども園は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時にケア児の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前にケア児を医療機関に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- 挿入物の事故抜去等の緊急時に備え、こども園は保護者及び主治医等と事前に対応を協議し、「様式⑤医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- 災害時対策として、仮に災害時に保護者等が迎えに来ることができないケースも想定し、十分な量の薬と食事（栄養剤）をこども園へ持参すること。医療的ケアの使用物品もストックしておくこと。
- ケア児の病状の変化により、医療的ケアの内容変更があった場合、検討会議を行い集団保育が困難であると判断した場合は退園となること。
- こども園の人員、施設又は設備の状況により、当該こども園での受け入れができなくなる場合があること。
- こども園が医療的ケアを実施するうえで主治医の指導・助言が必要な場合に、こども園の看護職員、保育教諭等が保護者の同意を得て、ケア児の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提供された申請内容等についてこども園の園長、看護職員、保育教諭等で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、ケア児が居住する地区の専門機関等に意見を求め共有すること。
- 緊急時の対応のために、主治医等からこども園に提出された「様式②医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。
- ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者同意の上、他の乳幼児の保護者との間で共有する場合があること。
- 上記のほか、必要に応じこども園との間で取り決めた事項を遵守すること。

平群町長 様

上記の確認事項について、すべて同意の上、こども園での保育を申し込みます。

年 月 日

保護者氏名

児童氏名